

## がん原性試験対象物質(フィージビリティテスト対象物質)の選定方針(案)

平成24年度にフィージビリティテストを行うべき物質の選定は、以下により行う。

### 1 ナノマテリアル以外の物質

平成22年1月21日の本検討会において決定した「がん原性試験対象物質の選定の考え方」(参考2)に基づき、平成23年度のフィージビリティテスト対象物質選定のために作成したリストに掲載された物質(資料2-2, 資料2-3)のうち、前回選ばれなかった物質の中から1物質を選定する。

なお、下記2で粉状物質が選ばれることから、ナノマテリアル以外の物質については、常温で気体又は液体の物質を選ぶこととする。

資料2-2のうち、常温で気体又は液体の物質は次のとおり。(詳細は資料2-4を参照)

#### ○気体

A2 弗化ビニリデン

#### ○液体(カッコ内は沸点)

A5 塩化ベンゾイル(197°C)

A6 2-ビニルピリジン(159~160°C)

A7 m-トルイジン(203°C)

A10 ブチルアルデヒド(74.8°C)

A12 2,3-ジクロロ-1-プロパノール(184°C、粘性液体)

資料2-3の中に常温で気体又は液体の物質はない。

### 2 ナノマテリアル

- (1) カーボンナノチューブについては、平成24~25年度に2年間の吸入ばく露によるがん原性試験を実施する予定であるので、今回は繊維状以外の形状のものを選定する。
- (2) 動物試験等により発がん性に関連する情報のある物質のうち、長期の吸入ばく露試験による情報が十分でないものを選定する。
- (3) 主要なナノマテリアルの発がん性等に関する情報は、資料2-5のとおり。